

官務家小槻氏の成立とその性格

—下級官僚氏族の典型として—

橋 本 義 彦

は し が き

所謂「平安貴族」なるものが、「律令体制の全体構造の中に」育くまれ、更に統治者たる「天皇」の特性等の諸条件が加わつて貴族政権の形成をみたものであることは、曩に竹内理三氏の説かれた処であるが、

(同氏著「律令制と貴族政権」)

この貴族階級の形成に當つて特に注目されることの一

は、それが律令制官僚の、その官僚性を多分に保持したまゝの貴族化という面が強いことである。従つて一口に平安貴族といつても、その中には多分に律令制官僚の、官位制を核とした階層的構成が持ち込まれて来ており、殊に貴族政権が動揺から没落への道を進む過程に於てそれが表面化し、上下各階層が自家勢力の伸長と安全のために、目まぐるしく或は合従を、或は連衡を策し、平安季世の混迷せる政情をかもし出す一因をなしたのである。今平安末期の宮廷貴族社会を階層的に概観すれば最上に位するのは勿論摂関家であるが、当時之を押しつけて皇室の外戚の地位を獲得していた村上源氏・閑院流藤原氏及び摂関家庶流の一部がこの社会の上層を占めていた。これに対し中・下流の貴族層としては、後

世勸修寺・吉田・葉室・甘露寺等の諸家を生んだ勸修寺流藤原氏、藤原顯季・家成・隆季等の当代の権臣を多く出した末茂流、平安中期には摂関家に、末期には院に近侍して勢威を振つた高階氏等があり、これ等の動向は摂関政治の時代から院政期にかけて中央政界に大きな影響力を示した。而して更にその下層に、局務清原氏・同中原氏・官務小槻氏の如き下級官僚氏族が、中央下級官人の上首として位置していたのである。

而してこれ等下級官僚氏族に於て特徴的なことは、その官職・家業に強く密着していることであり、自己を育くんだ律令政治機構に最後迄寄生し、自家の存立を之に託して運命を共にしていることである。それは中・下流貴族層の一部にみられた如く、家運の飛躍的な發展をみなかつた反面、没落の道からも免がれ、千年に及ぶ長年月に亘つて家運を保持し得たのであるが、之も第一に上記の基本的性格に因るものである。平安時代史の究明は各方面から具体的な研究を積み重ねなければならぬ段階にあると思われるが、摂関家以下の各階層について、その政治的・社会的勢力としての形成過程や動向を個別的に検討するのも一つの方法と考え、本稿に於ては典型的な下級官僚氏族たる官務家小槻氏の成立過程と

その性格を明らかにすることによつて、平安宮廷社会の具体的な把握の一助に資せんとするものである。

一、小槻氏の出自

官務家小槻氏に於て鼻祖と仰ぐ今雄が初めて文献に現われるのは、三代実録貞観十五年十二月二日条の記事である。即ち同日条に、「近江国栗太郡人正六位上行左少史兼算博士小槻山公今雄、主計算師大初位下小槻山公有緒等、改_三本居_三貫_三左京四条三坊_三」^(註1)とあり、今雄等が近江の栗太郡の出身で、小槻山公を称し、この時本居を京都に移して名実共に中央の官人となつたことを物語っている。更にこの栗太郡の小槻山公を文献に求めれば、続日本後紀嘉祥二年七月戊寅条に、「近江国栗太郡人木工大允正七位下小槻山公家嶋賜_二姓興統公_二并改_三本居_三貫_三附左京五条三坊_三」の記事を得る。この家嶋については他に所見がないのでこれ以上^(註1)のことは知り得ぬが、前述の今雄・有緒と出自を同じくすること丈は確かであろう。ついで更に遡つて史料を求めれば、奈良朝盛期に小槻山君^(註2)広虫の名を得る。即ち天平八年八月二十六日付内侍司牒^(大日本古文書書卷二所収)に、「従八位上栗太采女小槻山君広虫」とみえ、広虫が近江国栗太郡より貢上され、内侍司に配属された采女であることを示している。^(註2)広虫は其の後累進し、天平九年二月戊午には正八位下より外従五位下に、天平十七年正月乙丑には外正五位下に、天平勝宝元年八月癸亥には遂に内階に入つて正五位下に叙せられ、^(以上続日本紀)更に天平勝宝四年六月十七日付の同

人解状^(大日本古文書卷二十五所収)には、「従四位下小槻山君広虫」とあつて、永年後宮に職を奉じていた様に見える。しかしこゝで特に注目したいことは、栗太郡の小槻山公が奈良朝盛期に采女を貢進したという事実で、これは同氏が当時同郡の郡領乃至はそれに準ずる豪族であつたことを示すものである。而してこの小槻山公が、栗田寛博士の説かれる如く、新撰姓氏録左京皇別所載の垂仁天皇皇子於知別命の後なる小槻臣と同族であり、^(同博士著新撰姓氏録考証)又古事記垂仁天皇条に皇子落別王より出ると記されている小月山君と同族であるとすれば、同氏は古くより皇別を称する地方豪族であつたことになる。勿論小槻氏が垂仁天皇の後裔か否かは、他に徴証がないので断定し得ぬが、既に奈良朝盛期に近江栗太郡の豪族であつたことは確言出来るであらう。^(註3)

然らばこの地方豪族なる小槻氏が如何にして中央官僚機構の中に入り込んで来たのであろうか。こゝで注意されるのは、既述の今雄が算博士であり、有緒が主計算師であり、又後述する如く今雄の後は殆ど皆算道より出身して中央官人の地位を得ていることである。又算道出身者の職域として、主計・主税二寮と並んで、木工寮・修理職等のあることを考^(註4)えると、嘉祥年間木工大允たりし小槻家嶋も或は算道出身者かも知れない。而してこの算道に入ること、即ち算生として中央の大学に入ることが、律令制下に於て地方豪族層の子弟が中央の官界に進出する一つの道であつたのではなからうか。元來令制の大学寮はその主幹をなす本科乃至は一般科というべきもの^(広義の明経道)と、これに附随した小学科である算

道・書道とに分かれていたことは、既に桃裕行氏(同氏著「上代学制の研究」)の説かれた処であるが、その入学資格にも、本科と小学科では何らかの差別があつた様に思われる。

(イ) 養老職員令の大学寮の条には、経業を授かる「学生四百人」に対して、「算生三十人」が別に記されていること、

(ロ) 学令集解所引の天平三年式部解にみえる「諸国貢算生」が、前後の文意よりして単に大学算生の一部とは考え難いこと(註5)、(ハ) 又我が

令制の学制の根本となつたと考えられる唐の学制に於ては、一般の経業を教授する国子学(学生は三品以上の子・孫)・大学(五品以上の子・孫)・四門学(七品以上の子・孫及び庶人の子)に対して、律・書・算の諸学は文武八品以下及び庶人の子を学生として

しているが、(大唐六典 卷二十一)これは養老学令の「凡大学生取三五位以上子孫及東西史部子為之、若八位以上子情願者聽、」の規定が算生にも適用されたとすれば、唐の制度と甚しい懸隔があること、(ニ) 唐制に於て算学と同様に取扱われている律学は、天平二年に新設された明法道に当るのであるが、その学生たる明法生は雑任(賦役令集解によれば、舍人・兵衛・資人・衛士・仕丁の類を云う)及び庶人の聰慧の者を撰び取る規定であつたこと、(職員令集解所引天平二年三月二十七日官奏)

(ホ) しかも算道が官吏の一般教養というよりも、一種の技能として修得され、今算道出身者として知られる者は皆卑姓出身の下級官吏であること(この点でも明法道と共通する面がある)等の諸点を考え併せる

と、上記養老学令の学生採用規定は本科(広義の明経道)の学生を対象としたもので、算学生は反つて唐制の如く、又明法道に於ける如く、身分の低い者の中に求められたのではなからうか。まして地方豪族の子弟は原則と

して国学に入るべきで、中央の大学には容易に入学出来なかつたと考えられるから、(註6)「諸国貢算生」という語にみえる制度―その具体的な内容は今明らかにし難いが―のある算道に進み、これを修得することが、地方豪族の子弟の中央官界に進出する一つの道であつたと考えても左程無理ではない様に思われる。

畿外でありながら京都には極めて近い近江国栗太郡の豪族を出自とする小槻氏は、先ず算道に進んで「算術」という技能を世襲の家業とし、一族より算道修業者を次々と中央の政府機関に送り込み、ついで漸次活動の中心を太政官(所謂「官底」)に移し、更にその氏長者は同族的結合を背景にして官底を支配する要職を占め、爾来明治の新政に至る迄、一千年に近い歳月に亘つて宮廷社会の一隅に確固たる地歩を維持したのである。(註7)されば次に同氏が算道世襲の氏族から更に進んで「官務家」に成長した過程を考察する前提として、先ず「大夫史」乃至は「官務」なる地位が如何にして生れたかを考えてみよう。

二、官務の成立

北畠親房の著わした職原鈔には、「大政官中有三局、左、右弁官、左右大史、外記是也、近代左大史兼左右、此云官務」、外記上首此云局掌其局、仍令称三両局一也」と記し、又「中古以来小槻宿禰為一史一行官中事、謂之官務」とも述べている。即ち「中古」―恐らく平安中期より末期乃至鎌倉初期迄を指すと思われるが―以降上首の左大史が左右弁

官局の史以下史生・官掌等を率いて官中の事に従い、之を「官務」と稱したといふのであるが、^(註8)太政官内がかゝる体制で運営されるに至るには、かなり長い年月に亘る沿革があつた。

抑々令制の官司組織に於ては、太政官内に少納言局・左弁官局・右弁官局の三局があり、政務を議定する公卿のもとに、その命を承けて公事を分掌執行したのである。而して少納言局が少納言・大外記・少外記及び史生以下の官人によつて構成されていたのに対し、左弁官局には弁の下僚として左大史二人・左少史二人が、右弁官局には右大史二人・右少史二人がおり、更にその下に夫々史生・官掌・使部等が属していたのである。又史の職掌としては、事を受けて之を記録し、公文を勘造して之に署名し、諸司諸国より上申の公文を上司に読み申す等が養老職員令に規定されている。この外延喜太政官式には左右文殿の公文を勾当すること、官厨家の別当の一人としてその管掌に当ること等が史の職掌となつてゐる。斯様に三局に分立した太政官の機構が、平安中期以降漸次上首の大外記に率いられる外記局と上首の左大史に統率される官局との二局よりなる体制に移つて行くのであり、その過程に於て上首の左大史が「官務」としてその地位を漸次強固にして行くのである。而して少納言局については、概括的に言えば、少納言がその職掌を藏人等に奪われて無実化し、大外記が局中の実権を掌握して外記局を形成したものと説明し得るが、左右弁官両局については、両局に分属していた史以下の官人が、「大夫史」乃至は「官務」と呼ばれた上首の左大史に統轄され

るに至る由来を少しく考察する必要があるであらう。

先ず第一に、元来左右の両弁官局が、外見の示す程截然と別れ、相對立していた機構ではなく、實際的には職掌に於ても相融通する処があり、両局に分立する根拠も薄弱であつて、こゝに両局の下僚が統合される因を胚胎していたと考えられる。勿論養老職員令には、左弁官は中務・式部・治部・民部各省を、右弁官は兵部・刑部・大藏・宮内の四省を管すると規定しているが、その「管する」という内容は極めてゆるやかなもの様である。令義解には之を説明して、事ある毎に管するのであつて、省が寮を、国が郡を管する如くに常に監臨するのではないといひ、左右両弁官局の分掌の根底が弱いことを示している。又同じく義解に、八省の管轄外の諸司は「随事分隸左右」といひ、令集解には、諸国の上申は、武事は右弁官に、文事は左弁官に夫々申すとの説を載せていて、共にその区分の抽象的にして曖昧なものと思わせる。^(註9)更に延喜太政官式の「凡左右弁官一人向_二上_一受_レ事、若左事右受、右事左受者、並令_二相知_一、但受_レ事并施行」という条文^(令集解にも同趣)をみると、左右弁官の分掌は一応の区分に過ぎず、実情では極めて不明確なものであつたと考えざるを得ない。第二に注目されることは、太政官内に於ける史の地位である。令の四等官の制を太政官に当てると、少納言・弁は判官で、外記・史は主典に該当する。而して弁は多くの場合昇進して公卿の列に入るのに対し、史は永年勤続したものでも漸く小国の守か主税・主計寮等の頭に至るのが限度で、八省の卿まで昇進したのは、室町季世治

部卿に任ぜられた小槻長興が最初である。(長興宿禰記文明十一年七月二十二日条)又その出自

を比較するに、将来公卿に昇進し得る弁官は、藤原氏を始めとする貴族の氏族の出身者で占められているのに対し、史は小槻氏以外も、阿刀宿禰・海宿禰・尾張宿禰・多米朝臣・但波朝臣(多米・但波阿氏は共に平安中葉に宿禰より朝臣に改姓)等皆卑姓氏族の出身者に限られていると言つても過言でない。しかも史より弁官に昇進した事例は皆無であり、弁と史との間には越ゆべからざる断層があつたのである。この左右両弁官局を通じて上下を劃する断層は、両局を分つ曖昧な境界線に比して対照的に深いものであり、形式的な機構上の統属関係が崩れ、実質的な新しい結合が形成されるのは極めて自然な勢であつたと言い得よう。第三にこの太政官内の機構上の実質的变化は、小槻氏が左大史を世襲すると共に、一族相並んで史の職を占めるに至つて完成した。小槻氏は後にも述べる如く、鼻祖今雄以下相ついで史に任ぜられたが、当初は他の卑姓の諸氏と並んでこの職を得ていたに過ぎず、特に顕著な地位を占めてはいなかつた。しかるに政治の形式化、社会の停滞性は譜代世襲を重んずる風潮を醸し、特に太政官の文書勘例を掌る史には記録・口伝を伝える譜代が重んぜられ、平安季世になると、小槻氏の「一族及門徒等」(職原)が相並んで史に任ぜられる様になつた。かゝる状態に於ては、一の史は「氏長者」として氏寺以下の事を管領し、一族・門徒を統率する反面、「官長者」として同族出身の史を始めとする官人を率いて職務に當つたので、おのずから令制の形式的な構成は同族的結合の中に融化し、(註10)一の左大史即ち官務を首とする所

謂「官局」の形成をみたのである。

以上の如き太政官機構の変化に対応して、宮廷社会に於ける史の地位は時代の進展と共に向上して行つた。大化新政以来唐制に範をとつて築き上げられた壮大な律令国家機構が、漸次変質と崩壊の道を辿る過程は、種々の方面から論ずることが出来るであらう。しかし今中央政治機構の変質について概言すれば、藏人・檢非違使或は摂政・関白等に代表される令外官の新設は、中央政府の家政機関的な変質とみることが出来るようし、之と相関連して平安中期以降は中央政府の影響力も都を中心とする小天地にせよめられ、政治は漸次矮少化し、形式化して行き、宮廷を中心とする儀式行事が日常の政務に取つて代わる状態となつた。斯様な政府機構の家政機関化と政治の形式化は、史の地位を向上せしめるに与つて力があつた。先ず前者について言えば、令制本来の官職が無実化する一方、特定の者に職務が集中する傾向を生じ、(註11)太政官内に於ても、弁官は藏人の如き繁忙な職務を兼帯する者多く、官中の実務は自然大史の手によつて処理される傾きを生じた。又後者の政務の形式化は、処理の規準が先例に適うか否かに置かれ、まして宮廷儀式に於ては旧慣故実が最高の基準となり、従つて太政官内の記録を管理し、先例勘申を職務とする史の地位は漸次その重さを加えて行つたのである。而してこの史の中の上首の者が、五位に叙せられて「大夫史」と呼ばれ、更に平安末には、その性格を一層明確に表わす「官務」なる呼称も半ば公式化し、(註12)他の史以下の官人を率いて官中の事を処理するに至つたのである。即ち

先ず曩祖今雄についてその官歴をみると、既述の如く貞観十五年には正六位上行左少史兼算博士とみえるが、貞観十七年には右大史に昇進し、元慶三年には勘解由次官兼算博士但馬介で、外従五位下より内階に入つて従五位下に進んでいる。なお貞観十七年、その小槻山公の姓を改めて阿保朝臣を賜わり、この姓は一子経覧に継がれたが、その後の消息は明らかでない。以上の官歴は皆三代実録に記す処であるが、上記貞観十五年・同十七年条に今雄と併記されている有緒は「主計算師大初位下」であつた。因に康保四年十一月二十七日付式部省勘文によれば、貞観十二年に得業生に准じて課試を受けた「算生小槻在雄」がおり、(類聚符宣抄第九)臆測すれば、在雄は即ち有緒で、この時課試に及第し、そのために貞観十五年には主計寮の算師の職を得ていたものではなからうか。しかし有緒乃至は在雄と今雄との血縁関係は明らかでない。

次に今雄の三子を見ると、経覧は父の姓を継いで阿保朝臣を称し、昌泰年間右少史・左少史を経、延喜年間には左大史正六位上兼行算博士とみえている。(大日本古文书 東南院文書) 当平は延喜二十三年に左少史であつたこと、(類聚符宣抄第六) 二中歴によれば算博士になつてゐること等が知られるのみであるが、旧姓に還つたのか、小槻宿禰を称しており、この後は累代此の姓を称したため、後世同氏の別称として「禰家」の号さえ生じたのである。糸平も同じく小槻宿禰を称し、天曆・康保年中主税頭・主計頭を歴任し、且つ算博士を兼ねている。(類聚符宣抄第九) 次に当平の男茂助は天慶六年「算道成業之勞」を以て修理少属に任ぜられ、その後修理大属・左少

史等を歴任し、算博士を兼ねたことが知られる。(類聚符宣抄第九、大日本古文书東南院文書) 次の忠臣は天徳四年に主計大属としてみえるが、(西宮記 卷十四) 安和三年三月二十三日付宣旨には「右大史小槻宿禰忠臣」と署名しており、(類聚符宣抄第八) 又長保三年正月には左大史にして穀倉院別当を兼ねていた息男奉親の讓によつて従四位下に叙せられている。(權記)

小槻氏の長い歴史に於て、今雄について第二の劃期をなし、官務家としての基礎を築いたのは奉親であり、同氏の諸系図に「始奉官務」と註されている所以である。奉親の左大史に任ぜられた年月は明らかでないが、右大史とみえる正暦二年九月から、(任大臣大 饗部類) 左大史とみえる長徳元年八月(類聚符宣抄第九) 迄の間である。(以下歴代の左大史在任期 間は註15に表示した。) この後寛弘八年正月致仕出家する迄、屢々官符・宣旨等の署名に、或は小右記・権記等の諸家日乗にその名を載せて活動の跡を留めているが、殊に長保・寛弘間には先任者多米國平の後をうけて名実共に大夫史として「官底」を支配し、又當時有数の貴族である藤原行成ともかなり親しい交渉を持ち、(權記長保三年五月二十二日条・同年八月三日条等) 史の地位を向上せしめると共に、小槻氏が算道世襲氏族から官務家へ成長して行く基を築いたのである。なお、藤原行成は奉親の出家を知つて、その日記に「此日正五位下行左大史兼算博士淡路守小槻宿禰奉親上自任国、不入京洛、登横河山一剎頭入道、遂三年来之志也、于時年卅九、」(權記寛弘八年正月二十六日条) と記しているが、そこには官位の限界に達して昇進の望みもなくなつた一下級官僚の悲哀を感じしめるものがある。因に奉親の卒去せるは、この十数年後

の万寿元年頃である。(前田家本小右記万寿元年十二月二十六日条)

次に奉親の男貞行は寛仁元年に右大史とみえ、(類聚符宣抄第一・左經記寛仁元年七月九日条)

又同年八月九日敦良親王(後朱雀天皇)の立坊に當つて春宮大属に任ぜられ、

(立坊部類記所収)その後別表(註15)で説明せる如く但波奉親の後を承けて大夫史

となつたのであるが、藤原頼通が父道長の不興を蒙りながらも、「能人」

として大夫史に推挙した(後二条師通記寛治六年二月十八日条)程の能吏であつたらしい。そ

の男孝信も多年に亘つて左大史の職に在り、一方では関白家(藤原師実)の家

司にもなつており、(平安遺文一・一三三二号)又大夫史を去つた後も主計頭兼算博士

として活動の跡を留めている。その撰する処の「諸国申請雑事」二帖

(玉葉治承三年六月一日条)は、今その内容を明らかにすることは出来ぬが、恐らく

官中の事務処理の便に供する為のものであろう。次の祐俊の世代になる

と、時人も「普代大夫史也」と記せる如く、(中右記永久二年二月十四日条)又別表に明

らかな如く、既に小槻氏の大夫史世襲は安定の域に達していた。祐俊も

三十年に近い長い間左大史の職を占め、更に大夫史を盛仲に譲つた後も

主税頭として、又算道の長老として活躍し、位階も従四位上に迄昇つ

て、永久二年二月八十に近い高齢で卒した。(中右記前掲同日条)なお祐俊は京都

の西郊に常林寺なる一寺を建立したが、同寺は後に近江の法光寺等と共に

に氏長者の進止すべき処として重んぜられた。(壬生文書「官務氏寺起請」)又壬生文書

「法光寺并氏神雄琴社管領事」に収める文書(註16)によると、小槻氏の氏寺・

氏社等の管領に関する天永元年八月二十八日付の祐俊の置文が存してい

致したことを知り得る。盛仲は父祐俊の譲をうけて大夫史に任ぜられたのであるが、又天永二年九月白河上皇の命によつて庄園記録所が設けられるや、大外記中原師遠と並んで寄人に補せられ、他方では摂政家(藤原実忠)の家司の中にも名をづらねている。(平安遺文一・七七八号)

次の政重はその卒去に當つて、時の内大臣藤原頼長の日録に「大夫史政重宿禰卒、行年五十有二、忠直兼備、天命不_レ長、伯夷以_レ仁飢之類是也、識者以為、近者大變頻見、政重大亡之兆矣、政重即世、官中可_レ衰凌_レ之故也、」(台記天養元年三月十七日条)と記されており、頼長らしい誇張は別にして、その優れた人物であつたことを証するものであろう。なお壬生文書所収の文永十年小槻有家の起請に、「於_二官文書_一者、子孫之中繼_レ家奉公之者進_レ退_レ之、敢不_レ可_レ失墮_レ之由、高祖父大夫史天養元年起請畢、」(政重)という文言あり、政重が官務家にとつて最も重要な文書相伝について意を用いていたことが知られる。師経は父政重の卒去の後をついで大夫史となつたが、その弟永業も一時五位史に並び任ぜられたことあり、これは官長者師経がその任に堪え得ないので、その闕を補う為であつたといふ。(玉葉建久二年四月二十三日条)師経が脳を病んで卒したといわれる(兵範記保元二年十月五日条)のは之と関連のあることかも知れぬ。師経の後には永業が大夫史に再任され、その次に此の職に就いたのが隆職である。隆職は前後を通じて三十年に近い間、「官中執権」として官局を支配し、又当代最高の頭貴の一人藤原兼実に近侍して其の地位の向上を計ると共に、他方所領の獲得維持に努め、ために此の期に大凡そ官務家領の中核を形成するを得たこと

は後述の如くである。以上今雄以降降職に至る小槻氏歴代について概観したのであるが、此の外前掲の系図にみえる人々について知り得る処を若干述べれば、茂貫・茂隆・忠信等は二中歴に算博士として列挙されており、更に茂隆が主計助、忠信が主計大允、仲節が主税少属、貞親が主税少允の職歴を有していたことが知られ、(除目大)又康保年間には兵部少録小槻宿禰陳群の名も見えている。(類聚符宣抄第九)

上記の如き小槻氏の人々の足跡より帰納すれば、貞観年間本居を京都に移して名実共に中央官人の列に入つた同氏は、先ず算道より出身して、「二寮者本算道之官也」(朝野群載卷八)といわれた主計・主税両寮を始めとする諸司に地位を占め、ついで奉親の頃より漸次活動の中心を太政官に移し、大夫史を世襲する宗家の下に「一族及門徒等」が相並んで史の地位を占め、官務家への自己形成の道を行つたのである。而して平安末葉乃至鎌倉初期迄―即ち隆職の世代迄には、同氏が一の史を独占世襲する慣行は不文律化し、官局に於ける統率者としての一の史の地位も確立され、加えて一の史即ち官務に附随する所領―後に官務渡領ともいつた―も漸次形成されて、茲に官務家の成立をみたのである。(註17)斯くして成立した官務家小槻氏は、自己の立脚点を充分に心得、その公的地位を十二分に利用して自家の維持発展に努め、宮廷社会の一隅に寄生して数百年間に亘つて家運を保持したのである。それは独り小槻氏のみならず、「局務」を世襲した中原氏を始めとする諸氏にも見られる処で、律令政治機構の中から生れた下級官僚氏族の歩んだ一つの道であり、殊に

小槻氏にその性格が鮮明に現われていると言い得るのである。然らば次にその官務家の性格を、同家存立の中核とも言うべき官務文庫と、同家の経済的基盤たる官務家領とについて考察してみよう。

四、官務家小槻氏の性格

(イ) 官務文庫の性格

太政官の史の職掌は既に述べた如く、第一に上司の命を承けて公文を勘造し、又先例を勘申することであり、それに伴つて文殿の公文を管理することが重要な職務の一であつた。この文殿には、「年中所_レ給宣旨・官符本書・草案及臨時所行事記文等」がすべて納められており、それは「毎_レ有_二朝儀_一已備_二抛勘_一、尤為_二要須_一」ものであつて、(類聚符宣抄第六及び第七)平安中葉以降は大夫史が文殿別当として嚴重に之を管理したのである。(註18)しかし時代の推移と共に政府機構の随所に現われた風潮―公的な機関が衰微し、その実質が私的な機構に肩替りされて行く傾向は、この官文書の管理方式にもみられ、はては文殿は無実化して、官務文庫がその機能を代行するに至るのである。即ち文殿の文書記録は度々の宣旨によつて繕写・保存を督責されたに拘らず、破損逸失して行つた様であるが、他方大夫史を世襲する小槻氏の許には、「為_レ備_二卒爾_一之尋」(玉葉寿正月二十日条)に文書記録が保管相伝され、その中にはおのずと元来文殿にあるべき公文類の混入したことも想像に難くなく、かくして漸次官務文書が形成されて行つたのである。先に述べた如く、天養元年には政重が

「官文書」は「継家奉公之者」の嚴重に相伝進退すべきものたるを起請しており、この頃には既に官務家相伝文書の形成されていたことを示している。又安元三年四月の大火の際、小槻隆職の文書が焼亡したことを伝え聞いた藤原兼実は、「官中文書弘底嗽」と歎じ、使者を隆職の許に遣わして実情を尋ねさせ、^(註19) 寿永三年正月隆職の家宅が源義経の軍兵に追捕され、文庫を打破られた際も、兼実はその日記に、「凡官中文書古来只一本書也、而肝心失者即我朝之滅亡也、誠天下之運滅尽之期歟、可レ悲々々、」^(玉葉寿永三年正月二十八日条)と記している。当時官務文書が如何に重要視されていたかをよく物語るものである。殊に鎌倉中期、嘉祿二年八月官文殿が火災に遭い、累代の文書を悉く焼失した後は「弥以私家之文書可レ為公務之明鏡」^(壬生文書「小槻有家起請」)という状況となつた。茲に太政官の文庫は全く廢絶して、その機能は官務文庫に肩替りされ、もはや單純な私文庫の域を脱して、後世の官務が、「凡官文庫之儀者全非私文庫、官文殿斷絶之後、以官文庫被准官文殿」^(京都大学所藏壬生文書「官庫修復関係文書」)と主張する程の重要性を持つに至り、又他方官務家に於ても、「於文書相伝之仁者、朝家弥可レ被重、全非被重其身、為令重文書也、匪啻被重文書、偏是為朝家也」^(前掲の有「家起請」)との自覚のもとに文書の保存管理を当家最大の任としたのである。されば爾来江戸末葉に至る迄、官務文庫が或は修築費用の調達に於て、^(註20) 或は非常の際の警固について、朝廷・幕府等の特別な保護をうけ、多年に亘り大過なくその存立を全うし得たのは、第一にこの公私二重の面より傾注された努力の賜ものであつ

て、又官務家小槻氏の性格を具象化したものが即ちこの文庫であると言い得るであらう。

(ロ) 官務家領の性格

小槻氏の所領は当書陵部所藏の壬生文書によつてその大要を知り得るが、これを大別すると、(1) 小槻氏の純私領、(2) 主殿寮関係の所領、(3) 太政官関係の所領に分類される。而して(2) は小槻隆職の男国宗以降同氏の兼帯せる主殿頭という官職に、(3) は言う迄もなく官務という地位に密接な関係あり、しかも(2) 及び(3) が官務家領の大半を占め、同氏の所領の性格を基本的に規制していると言い得るのである。以下上記の分類に従つて官務家領を列挙し、その性格を探ぐつてみよう。^(註22)

(1) 私領 近江国雄琴庄(雄琴社)・同苗鹿庄(法光寺)・同吉田保位田・山城国北常盤(常林寺)・摂津国柳津庄・越前国久次庄・備中国新見庄等がある。先ず雄琴・苗鹿両庄は近江国滋賀郡一嘗つて小槻氏の本貫であつた栗太郡とは琵琶湖を中にして対峙しているに在り、夫々小槻氏の氏社・氏寺の所在地であり、従つて両庄は不可分のものとして伝領された代表的な私領である。壬生文書によれば、この社寺の創建を鼻祖今雄にかける所伝が既に鎌倉時代に存しているが、この所伝を別としても、その創建は天永^(鳥羽朝)以前に遡ることが出来る。^(註23) 山城国常林寺は小槻祐俊が京都の西郊に建立した寺院である。これらは小槻氏の氏社・氏寺乃至はそれに準ずるもので、同氏の民族的結合の紐帯をなすものであ

り、其の管領に意を用いたことは、文永十年七月日付の「官務氏寺起請」(壬生文書)によく現われている。就中同起請に、法光寺・常林寺等の大小雑務・所領等は併びに氏長者の進止たるべきであるが、「不_レ伝_二文書、断_二頭職望_一之輩、雖_レ為_二高位之者、不_レ可_レ自_レ專_二寺事、是難_レ知_二所務之先例、依_レ可_レ為_二氏寺凌廢之基也、且頭綱宿禰為_二氏上臈之時、国宗宿禰為_二位次下臈、管_レ領寺事、專此謂也、」とあつて、位次の上下に拘らず官務の管領すべきことを明記しているのは、かゝる純粹の私領の進止も官務職と表裏一体たるべきを強く主張し、官務家としての自覚の上に立つて所領の進止を考えていたことを証するものである。近江国吉田保位田は同氏の賜つた位田であらうか、詳しいことは不明である。柳津庄は天福二年の少納言局時子(小槻国)の讓状(壬生文書「家宗孫」)の「つのくにやないつみつさたのしやう」とある地で、その時既に「七代さうてんのりやう」であつたといふ、平安末期以来小槻氏の所領であつた。最後の久次・新見両庄は共に七条院(高倉天)領で、前者は歎喜寿院領、後者は最勝光院領であるが、久次庄は鎌倉初期官務国宗の知行の後、官務家の手を離れたらしい。新見庄は貞和二年の官務匡遠の申状等によれば、曩祖隆職が開発領主大中臣孝正の讓を受け、之を最勝光院領に「申成」して以来、「領主職」を相伝して来た所領であるといふ、(大日本史料六ノ五(所収東寺百合文書)又上記柳津庄と共に、永仁四年及び五年、小槻氏が法光明院(国宗が洛中に建立した寺院)の益供料を課した所領の中にもみえている。(註24)なお上記益供料所課の所領として挙げられている近光庄及び鎌倉末期に小槻氏の所領であ

つたことの確かな備後国河尻社・長門国河内包光保・肥後国高樋庄については、他に所見がないのでその性格を明らかにし得ぬが、便宜上ここに併記しておく。

(2) 主殿寮関係の所領 主殿寮敷地・主殿寮北島・大嘗会島・洛中巷所・山城国散在田・同小野山・同小野庄・丹波国細川郷・近江国押立保・加賀国橋保・安芸国入江保・老岐島志原保等が小槻氏の知行した主殿寮領である。これ等の寮領は主殿寮の敷地、大嘗会の淨域に由来するもの等を始め、主殿寮北島の如く同寮要劇田であつたもの、押立保・入江保の如く、夫々近江国・安芸国が例進すべき油・大糧米の便補の地として立保されたもの(壬生文書「文治六年主殿寮年預伴守方解状」)等、その由緒は一樣でないが、多くは官務家の主殿頭兼帯以前に主殿寮領となつていたものである。従つて官務家の同寮領に対する知行権は次に述べる太政官関係の所領に於ける程強くなかつたと考えられ、例えば前記の法光明院益供料を課せられた所領には、小槻氏の私領及び官中所領がみえるのに対して、主殿寮領のみえないのもその一証左であらう。小槻氏と主殿寮領との関係は、大凡そ諸司領とその長官との関係(註25)例えば大炊寮領と同寮頭中原氏との関係の如きものと考えられるが、それにしても寮頭としての得分を始めとする權益は、官務家を支える経済力の一支柱であつたことは確かである。而して小槻氏が主殿頭を兼帯したのは、鎌倉初期の官長者国宗に始まるが、更に由緒を尋ねれば、官務の職掌・地位が主殿頭を兼帯するにふさわしく、ために国宗以降歴代官務家が之を世襲する慣例を生じたも

のと考えられる。平安中期になると、儀式の際の装束鋪設は令制の機構とは別に、装束司弁・装束司史等を任命して処理するのが常例となり、しかも弁官が諸事を弁じて繁忙なるに對し、装束司史は手許に保管する「行事記文」や「装束記文」に拠つて実務を処理したのであつて、更に平安末葉には、「近代ハ装束司史ハ付テ大夫史ニ了」(玉葉承安二年二月十六日条)といふ如く、装束司史は大夫史の兼ねる慣例となつた。されば殿庭の洒掃鋪設を主要な任務の一とする主殿寮の頭と、装束司を兼帯する官務とは、職掌上密接な關係を生じ、官務が主殿頭を兼任する必然性もこゝに在つたと考えられるのである。

(3) 太政官關係の所領 陸奥国安達庄・常陸国石崎保・同吉田社・上総国今富保・越中国黒田保・同中村保・加賀国北島保・越前国池上庄・若狭国富庄・近江国細江庄・紀伊国且来庄・美作国田原庄・備前国日笠保・備中国山手保・安芸国世能庄・同荒山庄・同河上熊野保・讃岐国柞原庄・土佐国吉原庄・筑前国延藤名・同久原益永名等が挙げられる。安達庄・石崎保・今富保・黒田保・中村保・国富庄・細江庄・世能庄・荒山庄は太政官厨家領であり、吉原庄は高倉院法華堂領であると同時に、円宗寺法花会料米・太政官厨家納物等を進納し、田原庄は八省御齋会料の、日笠保は官御祈願所の、且来庄は八省御齋会料並に官御祈願所の便補地である。其の他の吉田社・北島保・池上庄・山手保・河上熊野保・柞原庄・延藤名・久原益永名は、今太政官との具体的な關係は知り得ぬが、皆文永年間の小槻有家注文(壬生)に「官中便補地」として列

挙されている。これらの庄保の成立事情は一樣ではないが、細江庄の如く、近江国が例進していた列見定考炊料米を便補する為、「繪旨」を以て同国内に設置されたもの、今富保・国富庄・世能庄・荒山庄・柞原庄等の如く、小槻氏が開発立庄して太政官の便補地としたもの、石崎保・日笠保・田原保・吉原庄等の如く、小槻氏が他氏より寄せられ、之を官中便補地に申立てたもの、又安達庄の如く、小槻氏が伝領する以前、既に官中便補地であつたもの等がある。最後の安達庄の場合は、本領主惟宗定兼が史生(太政官の)であり、且つ同庄の所在する陸奥国拒棹使である地位を利用して官厨家領に申立てたもので、この特殊例を除くと、大部分は小槻氏が官務の地位を利用して太政官關係の便補地とし、同氏の知行權を強固なものとしたのであろう。而してこれ等の庄保が政重より国宗の間、就中多く降職の手によつて建立され、或は寄進を受けているのは、官務家の確立期と符合するものがあつて注目される。

上記の庄保の外、官務家領として越前國中津原村の地名がみえるが、これは水料米を上納する土地である。諸記録に「官厨家送水」(玉葉承安六月一)とか、「厨家水無音」(同記治承三年)とか、「厨家水沙汰人」(吉記安日条)とか、「官水」(明月記寛喜二)等の記事が散見する点より考えると、中津原村は官厨家の水料米を進納する地で、その關係から官務家の知行下に入つたものではなからうか。又摂津国採銅所は、奥野高広氏が之を太政官厨家領であるとされるには多少疑問があるが、(同氏著「皇室御少くとも太政官關係の所領とみることは出来ると思ふ。備後国神崎庄は、

上記小槻有家の注文に官中便補地として挙げられ、隆職の開発にかゝるものと記されているが、奥野氏は前掲著書で院御祈願所領であると説かれていた。有家の注文などを考え併せると、官御祈願所領ではないかとも見られるが、今は何れとも決し難い。なお周防国宇佐木保は東大寺領なる周防国御領の地で、治承五年六月隆職が修理東大寺大仏長官を兼ねて以来、(吉記治承五年六月二十六日条)官務が之を兼帯する例となつた為に官務家の知行する処となつた土地である。

上に掲げた庄保は太政官乃至は官務職に關係した所領で、それ等に対する官務家の知行の内容は一様ではなかつたとしても、その多くは官務家が庄務執行の実権を保留して太政官厨家・官御祈願所等に寄せたものと考えられるが、他面からみると官務としての公的な地位は、同氏の庄務と執行権を充分擁護し得たわけである。即ち小槻氏は、国富庄の場合に最も明瞭に表現されている様に、――隆職が吉原安富なる「仮名」を以て開発し、之を官務の支配下にある官厨家領に申立てた――私人としては開発領主乃至はそれに準ずる強い権益を確保し、公人としては官中の執權たる官務としてこれ等の土地を管理する立場にあつたのである。従つて太政官關係の所領は官務家にとつて公私両面より厚くその権益を保護された重要な所領で、「凡官中之領者官務之最也」(壬生文書「文永六年」)として最も重視し、且つ「伝ニ文書」仕三朝廷ニ之者為ニ其財主ニ可ニ惣領ニ(壬生文書「小槻有家起請」)として官務職との不可分を強調した処であり、官務家を支える経済的基盤の核心をなしたものである。

以上管見に触れた官務家の所領を概ね列挙したのであるが、今明確に上記の分類にあてはめ得るもののみを採つて数字に表わすと、(1)の私領が七箇所、(2)の主殿寮領が十二箇所、(3)の太政官關係の所領が二十一箇所となつて、官務家領に於て(2)・(3)の占める比重が極めて重く、就中(3)の太政官關係の所領がその中核をなしていることを如実に示している。(註28)而して律令政治機構の中から生れ、之に寄生した下級官僚氏族は、小槻氏に限らず、大炊頭を世襲せる中原氏の如く、主水正を世襲せる清原氏の如く、自己の管する諸司領に対する諸權益をその経済的支柱としたのであるが、殊に官務家小槻氏のそれは、上述した処にみられる如く、公私二重の性格に基いて極めて強固なものであり、その点からも下級官僚氏族の典型とするに足るであろう。

む す び

官務家小槻氏は斯の如くして平安末葉乃至鎌倉初頭迄に成立し、其後の激しい時流の変遷にも拘らず、明治新政迄、その家業と家運を保持して行つたのである。其の間、有家・匡遠・長興・晴富等が官務家の地位の向上と家運の維持に力を注いだことも無視出来ぬが、基本的には上に述べた官務家の一貫した性格がその基盤となつたのである。而して江戸時代の固定した宮廷社会に於ては、局務家中原氏・出納家平田氏と併んで「地下三方」といわれ、地下官人の筆頭としての家格を与えられたのであるが、翻つて上・中流貴族層をみても、この時代に清華家・羽林

家・名家等と呼ばれた家柄の諸氏も、多くは平安末期から鎌倉初期にその政治的・社会的地位を確立したのである。換言すれば、平安末葉の大きな転換期に当つて、貴族社会は激しく動揺し、その中で新しく再編成されたのであり、平安中期以降の歴史を解明するには、この社会の底流を確実に把握することが極めて重要である。かゝる時流の中にあつて、官務家小槻氏の成立過程は、表面的には目立つた波瀾はなかつたが、一面では律令政治機構の変質と宮廷社会の変遷を強く反映しているものと言ひ得るであらう。

〔註〕

- (1) 三代実録貞観五年正月八日条に、「略上小槻山公広宅・角山公成子、並外従五位下」とあり、恐らく次に述べる小槻山公広虫の如き女官で、栗太郡の小槻山公の同族と思われるが、他に所見がないので明らかでない。
- (2) 采女については磯貝正義氏の「采女制度の一研究」(史学雑誌)があり、その所説に従つた。
- (3) なお三代実録貞観十七年十二月二十七日条に、小槻山公今雄・有緒・良真が「阿保朝臣」の姓を賜つたことが見え、その記事の末尾に「息速別命之後也」とある。この一句は曩に栗田寛博士の説かれた如く、(新撰姓氏錄)後世転写の際の誤写譌入と考えるべきか、或は他の理由、例えば新撰姓氏録右京皇別所載の阿保朝臣(延暦三年十一月戊午条にも見ゆ)と今雄等との血縁的な関係でも想定して解釈すべきか、未だ成案を得ない。
- (4) 桃裕行氏著「上代学制の研究」の算道に関する記述及び亀田隆之氏の「奈良時代の算師について」(日本歴史第)を参照されたい。
- (5) 学令算経条集解所引の天平三年式部解の要旨を述べると、算道教科書の一つである周髀は重要な書でありながら、内容が難しいためか、「諸国貢算生」は他の算経のみ習業して周髀を修めない。それでは暦算の学も衰微

するから、「自今習算出身、不_レ解周髀者」叙位には与り得ず、留省を許すに止めると云うのである。この文意によれば、算を習いて出身せんとするもの即ち諸国貢算の算生とすら解されるが、少くとも天平頃に於ては諸国貢算の算生が大学寮算生の主要部分を占めていたと考えざるを得ない。

- (6) 学令大学生条集解に引く古記に、「八位以上子情願者」の説明として、八位以上の子でも、畿外のもの取らず、これは国学生とすることが出来る丈だといふ、又郡司八位以上の子は、「先補国学生、若情願者補国大学生」との説(穴説)も載せている。
- (7) 小槻氏は鎌倉初期より壬生・大宮の二流に分かれたが、江戸初期大宮流が絶えて壬生一流に帰し、明治に至つて華族令制定の際男爵を授けられた。なお従来堂上華族の壬生伯爵家(藤原)と混同している記述もあるので注意されたい。
- (8) 和田英松博士著「官職要解」の「左右大史」の項に、小槻氏が平安中期以降左大史を世襲し、更に右大史をも兼ねて、官務といつたと解説されているが、これは恐らく職原鈔の「近代左大史兼左右」此云「官務」の語句をかく解釈されたものと思われる。しかしこの語句は本文に述べた如く、左大史が左右両弁官局の事を兼撰したと解すべきで、又左大史が右大史を兼ねた実例もない。
- (9) 長秋記天永四年三月四日条に、相模国横山党の追討宣旨を下した記事があるが、そこで源師時はかゝる「凶事」は右弁官に命じて宣旨を發せしむるものであるといひ、又伝宣草(鎌倉末乃至室町初の故実書)には、「常事」は左弁官、「凶事」は右弁官から下すものであると説いている。この説は、令集解の文事・武事を以て左右弁官の職掌の別を説くところから發したもののか、或は別個に發生した一説なのか不明であるが、左右弁官の分掌の抽象的にして曖昧なることを示す点では変りない。
- (10) 例えは建久九年三月三日、土御門天皇の即位礼に当り、装束司史たる官孫小槻隆職が所勞によつて出仕出来ないため、その嗣子大膳亮国宗(少左)

が代官として参仕し、式場の装束を奉仕したことが三長記に見える。この後程なく国宗が官務職を継ぐのであるが、鎌倉初期になると既にこの職も家職化し、形式的な律令機構の無実化をよく示す実例である。

(11) これは平安中期以降の諸家の日記をみれば容易に諒解される処で、一例を藤原実資にとると、天元五年実資は右少将・藏人頭・中宮亮で、藏人頭として天皇の身辺の雑事を処理するのを始め、右少将としても近衛府の行事に出役し、又朝儀に列し、更に中宮亮として屢々中宮御所にも祇候し、その庶務に当っている。又永観二年円融天皇が讓位されると、藏人頭のまま、上皇の近臣として之に侍し、その繁忙は倍加している。しかもこれは実資の場合が特例ではなく、比較的有能な貴族は一身を以て宮中或は院宮に奉仕し、数職を兼帯して極めて多忙な日々を送っていたのである。

(12) 「大夫史」とは元来五位の史という意味であり、従つて一の史のみが五位の時は、大夫史||五位史||一の史となつて意義の混同は起らない。しかし五位に昇進する史が増えて来ると、一の史と然らざるものを区別するため、後者を指して「史大夫」と呼ぶ呼称も生れた。但しこの区別も当時の文献に於て必ずしも忠実に使い分けておらず、実際は「大夫史」の語義は、一の史を指す場合と五位史という丈の意味の場合とを、前後の關係から判断せねばならぬ。(なお本稿に於ては狭義即ち一の史という意味にのみ用いて混同を避けた。)

これに対し「官務」の語は明確に一の史を指して混淆の懼れない。玉葉建久二年四月二十二日条にも「隆職雖^(左大史)還^(左大史)着本官、於官務者広房不可^(左大史)相違^(左大史)之由令^(左大史)申了」という記事があつて、官務の字義は明確である。

(13) 官務の重職視された顕著な例を加えると、小槻隆職が文治元年源義経の反謀の際、源頼朝の追討宣旨を作つて罷免されたことがある。勿論これは隆職がいう様に、史の職掌上議奏公卿の命をうけて奉行したに過ぎないものであるが、(玉葉文治元年十一月二十六日条)又官務という地位が世人に重視されていた証左と言ひ得よう。

(14) この系図は書陵部所蔵壬生本小槻氏系図より鎌倉初期迄の部分を取り、

不必要な記載は省いて作つた。なお同系図の簡単な解説は図書寮典籍解題歴史編に収めているが、他の史料とつき合せてみると相当信用し得る系図と考えられる。

(15) 小槻奉親以下隆職迄の同氏出身左大史の在職期間を表示すれば左の如し。(暦年数字は西暦年数字を示す)

人名	在職期間	史料
奉親	長徳元・八一九(88)見ゆ—寛弘八・正二六(1011)辞す	類聚符宣抄・権記
貞行	寛仁三・六・九(1019)見ゆ—長元五・五・一四(1038)見ゆ	左経記 類聚符宣抄
孝信	永承元・二・一三(1046)見ゆ—承保三・九・三(1076)見ゆ	東宮冠礼部類記・平安遺文一—一三三号
祐俊	承保四・九二九(1077)見ゆ—康和五・二・三〇(1108)辞す	水左記・中右記
盛仲	康和五・二・三〇(1108)任—保安二・正一七(1121)見ゆ	中右記・除目大成抄
政重	保安三・二・二七(1122)見ゆ—天養元・三・一七(1142)卒す	水昌記・台記
師経	天養元・二・二六(1142)見ゆ—保元二・一〇・五(1157)卒す	本朝世紀・兵範記
永業	保元二・一〇・二七(1157)任—長寛二・七・四(1164)見ゆ	兵範記
隆職	永方元・一〇・一五(1164)見ゆ—文治元・二・二九(1186)免 建久元・一〇乃至一(1186)任—建久九・三・三(1186)見ゆ	平安遺文四八〇八号 兵範記・吉記・玉葉

(1) 奉親の後は、但波奉親が寛弘八年十二月以降治安二年十月頃迄大夫史であり、貞行はその後をうけて大夫史となつた。(権記・左経記)

(2) 貞行と孝信の間には惟宗義賢が大夫史として左経記・春記等にみえる。なお孝信は承暦四年十月に主計頭としてみえている。(朝野群載)

(3) 盛仲は父の讓任により大夫史となつた。又系図・壬生家譜によると、その卒年は保安三年四月五日となつている。

(4) 永業は右の表に記した任期の以前、久安三年四月より一年足らずの間、師経と並んで五位の左大史に任ぜられているが、之は異例であつたらしい。又その卒年は壬生家譜等には、長寛二年十二月八日となつている。

(5) 隆職は文治元年十二月源頼朝の奏上により罷免せられ、永業の子広房

が替つて官務となつたが、建久元年頼朝の上洛中(十月・十一月)に左大史に還任され、更に翌二年五月二日官務に再任されている。なおその卒年は壬生家譜等には建久九年十月二十九日となつており、翌年正月にはその男国宗が左大史として史料にみえる。(壬生家譜)

(6) なお右の表は極めて不完全であるが、今迄に管見に入つた確実な史料のみで作成した。更に史料を博搜して補充したいと考えている。

(7) 書陵部には壬生官務家に相伝された記録文書の大半を架蔵し、この論稿に多く利用したので、本稿に引用したものは特に書陵部所蔵なる旨を記さず、書陵部以外に架蔵しているもののみ所蔵者を明記することとした。

(8) なお小槻氏が隆職の後(壬生)と広房の後(大宮)の両流に分れたことは前に述べたが、この両流の争いは本稿に直接関係しないので言及せぬこととした。

(9) 具体例を一つ挙げれば、小右記長元二年正月六日条に次の様なことが載つている。此の日右大臣藤原実資が或る事について史に勘申を命じた処、大夫史小槻貞行が「執_レ燈不_レ入_ニ文殿、仍今夜不能_ニ勘申_一者」と答えたという。なおこの燈火を執つて文殿に入つてはならぬというのは、律逸文中の一条「凡庫藏及倉内皆不得_レ燃_レ火、違者杖_一百」の適用された実例とみるべきものであるうか。

(10) 玉葉の記事を示せば次の如くである。

安元三年四月二十九日、○中又隆職文書多以焼了、官中文書扨底歟、

三十日、○中遣_ニ侍恪勤者_一於隆職之許、訪_ニ文書焼失事_一、如_ニ長案_一少々取出、其外文書悉焼了、故給_ニ御使_一、不_レ知_レ所_ニ謝_一云々、

五月十日、大夫史隆職宿禰来、○中官中文書之中、簿案目錄如_レ形取出了、於_ニ雜文書者_一一紙一卷不_ニ取出_一云々、於_ニ広房文書者_一不_ニ焼失_一云々、

右の記事及び壬生文書「小槻有家起請」によれば、広房も可成りの文書を所持し、後に大宮流に相伝されたらしいが、大宮流の官務文書に関する史料は極めて断片的であり、且つそれを説くためには、壬生・大宮両流の關係等に迄言及せねばならぬので、論旨の混乱を避けるため、本稿に於ては

考察の対象を壬生流の相伝文書に限定した。
実例を少し列挙すれば次の如し。

(1) 康富記宝徳二年五月二十一日条「官務被_レ語云、我文庫修理・宿所等營作之料、去年被_レ申_ニ請反錢_一、自_ニ公家_一被_レ仰_ニ出武家_一、々々被_レ仰_ニ付管領_一者也、被_レ成_ニ御教書_一了、播磨国・丹波国也」(慶應)

(2) 晴富宿禰記には文庫修理關係の記事が多いが、次の如く宗祇や細川政元の様な私人の懇志により修覆したこともある。

延徳二年十一月七日条「文庫上糞、自_ニ今日_一致_ニ沙汰_一、種玉庵宗祇歎_ニ文書之汚損_一、送_ニ千疋_一及_ニ此沙汰_一、希代之懇念也」

同年十二月三日条「官庫大破事、年内先可_レ防_ニ雨露_一計略事、属_ニ波々伯部兵庫助_一申_ニ細河右京兆_一之処、今日被_レ送_ニ馬_一、(會細川政元)太刀_一助」光

十三日条「自_ニ京兆_一為_ニ文庫助成_一之馬今日売_レ之、」

(3) 京都大学所蔵壬生文書所収の「官文庫修復願」なる文書には、「官文庫以_ニ御手沙汰_一御修覆近例」を載せ、宝永八年東山院御旧蔵を賜わり、その売却料を以て文庫修理に宛てたのを初め、御内儀御沙汰として修覆料を屢々拝領したことを例示している。

(4) 顯著な例として応仁の乱の時の東西両軍の制札を示せば次の如くである。

(1) (晴富宿禰記明応二年閏四月記裏文書)
禁制 官長者文庫所

右当手軍勢甲乙人等、致_ニ乱入狼藉_一、伏_ニ採竹木_一事、堅令_レ停止_一訖、若有_ニ違犯_一者、可_レ如_ニ罪科_一者也、仍下知如_レ件、

応仁二年三月廿日 (細川勝元)
右京大夫源朝臣御判

(2) (壬生官長者宿所制札并文庫修營文書)
禁制 壬生官長者宿所并境内

右軍勢甲乙人等、或伏_ニ採竹木_一、或濫妨狼藉事、堅令_レ停止_一之畢、特於_ニ官務文庫_一者、納_ニ置古今之文書_一、為_ニ天下龜鏡_一之間、可_レ專_ニ警固_一、若有_ニ令_レ違犯_一之輩者、速可_レ如_ニ嚴科_一者也、仍下知如_レ件、

応仁二年九月 日

(山名系全) 沙彌判

又江戸末元治元年の蛤御門の変に際して、官務壬生輔世は同年七月二十日次の如き願書を武家伝奏に提出している。(京都大学所蔵壬生文書)

官庫警衛之事、先達而申立置候処、未何等之御沙汰度無之、既昨日騒乱放火ニ付、当局焼亡候得共、種々粉骨相防、漸々官庫二者、先被免火炎相残候得共、何分四辺焼失、築地等度無之、甚不要害候間、何卒早々右警衛方之儀、御沙汰有之候様致度候、此段宜御沙汰奉仰候也、
七月 官務輔世

恐らくこの請願が容れられたのであろう、同壬生文書の中に、「官庫警衛十津川郷土交名」があり、元治元年七月二十九日交替の十六名、同年八月十八日交替の十二名の交名が記してある。

(22) 勿論これらの所領の領有関係には種々の変遷があり、又個々の庄保については夫々多様な問題を含んでいるが、今は一時的にでも小槻氏が何らかの所職を有つていたことの明らかなるものは之を列挙し、之に対する小槻氏の支配関係を観点として類別考察してみた。なお小槻氏の所領については、奥野高広氏が纂に「皇室御経済史の研究」の中で詳しく論ぜられているのでこれを参照せられたく、又この項は個々の所領名を始めとして同氏の所説に従つた処が多い。

(23) 天永以前というのは、壬生文書によつて、法光寺に関する「天永以来代々勅裁」があつたこと、天永元年八月二十八日付の小槻祐俊の置文があつたこと等による。更に考えれば、この祐俊の時には既に雄琴社・法光寺の今雄創建の所伝が存してはいたのではないかと想像される。なお京都大学所蔵壬生文書に「法光寺檢校別当次第」なるものあり、忠臣の弟安真がその初代であると記しているが、同文書は江戸中期の書写で、その信憑性の程度は明らかでない。

(24) 壬生文書「当局所領雑々」に収める永仁五年の文書は左の通りである。(永仁四年の文書もほぼ同様である。)

法光明院

可被レ調進孟蘭盆供一庄々事

(燈油カ) 本所沙汰

益供

吉田社

田原庄

神崎庄先例不致沙汰候

柞原庄

柳津庄

国富庄任例可下知候

新見庄

世能庄

吉原庄

近光庄

右各相具孟蘭盆経并裏物可被レ奉送之状所廻如件
永仁五年七月 日

(25) 諸司領については未だ幾多の考察すべき問題を残していると思うが、二、三の例によつてその性格の一端を伺つておこう。

(イ) 諸司領は本来公領ではあるが、他面当司長官の私領的な面もあつて、その関係は微妙である。例えば室町時代官務家が知行した大炊寮領美作国久世保は、官務小槻兼治が大炊頭中原師夏との契約により譲りうけた土地である。しかし一方、康富記文安六年五月十四日条に大炊寮領について左の如き文書を載せている。

大炊寮_{目録}別事、近年多及_ニ非分之_ニ違乱、当知行頗有名無実歟、或又前寮務任_ニ雅意_ニ令_ニ沽却_ニ云々、為_ニ公領_ニ之上者_ニ太以_ニ不_レ可_レ然、縱_ニ雖_レ有_ニ其証文_ニ不_レ能_レ許容、早致_ニ興行_ニ之沙汰、_{除_ニ師夏_ニ相伝分}可_レ專_ニ公役_ニ者、天氣如_レ此、可_レ被_ニ存知_ニ之状_レ如_レ件、

文安五年十二月卅日

左大弁判

大炊頭殿

かゝる諸司領の沽却のことは、主殿寮領小野郷や官中所領撰津採銅所などにもみられて問題となつている。(奥野氏上掲著書参照)

(ロ) 康富記応永二十七年八月二十八日・同二十九日条に、隼人正中原康富が丹波国佐伯隼人保に下向、巡検している記事があるが、諸司長官の当

司所領に対する庄務執行の直接的な場合の一例であろう。

(6) 康富記宝徳二年五月十二日条に、「冷泉院町内良乾両所者六位外記史俸祿也」とあり、(同月十三日条・享徳四年七月三日条をも参照)同所の四月・七月両度の地子が六位の外記・史の俸祿に充てられたという。之は諸司領と当司官人との關係を具体的に示す一例であるが、又壬生文書にも主殿寮領安芸国入江保の年貢が未進のため、寮官十六人が全く貧窮して朝儀にも参仕出来ぬ状態であるという同寮年預の申状を収めている。(同文書「主殿寮領雑々」)

(26) なお三長記建久九年三月三日条(土御門天皇即位礼事)に「装飾太政官庁、装束使弁已下奉仕之先例也、而頭弁供奉人事等催沙汰之間無暇

隙ことある様に、装束司弁が多忙のため、實際事に携わることが出来なかつたのは、この場合のみではなかつた。

(27) 太政官厨家については、本誌第三号所載の拙稿「太政官厨家について」を参照されたい。

(28) なお上記の分類は各所領の本来の性格によつて類別したものであるが、奥野氏も前掲著書に於て述べている如く、時代の推移に伴つて所領の維持も困難な頃になると、これ等の所領は、その本来の性格も漸次薄れ、一括して官務家の進止のもとに適宜公私の要用に充てられ、終に室町末期庄园制の終焉に迄及んだのである。